

個人番号の取得について

健康保険組合は、マイナンバーを利用して事務を行う「個人番号利用事務実施者」に該当し、他の機関との情報連携を実施するために、被保険者および被扶養者（以下、加入者という。）のマイナンバーを取得する必要があります。当健保では、加入者のマイナンバーを事業主経由で収集いたしますのでご理解、ご協力をお願いします。事業所経由が困難な場合住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）を利用することもあります。

適用法令

* 番号法第十四条（提供の要求）

- 1 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。
- 2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第五十一条において同じ。）の提供を求めることができる。